



埼玉県発行

目次

告示

- 予算の公表 (財政課) 一
- 〃 () 九二

告示

埼玉県告示第五百三十二号

埼玉県議会平成二十年二月定例会において議決された平成二十年度埼玉県一般会計予算並びに平成二十年度の埼玉県の特別会計予算及び公営企業会計予算を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十年四月四日

埼玉県知事 上田清司

平成20年度埼玉県一般会計予算

平成20年度埼玉県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,718,153,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の流用とする。

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 県	税	
	1 県民税	820,600,000
	2 事業税	358,963,000
	3 地方消費税	199,809,000
	4 不動産取得税	57,131,000
	5 県たばこ税	20,824,000
	6 ゴルフ場利用税	14,003,000
	7 自動車税	2,603,000
	8 鉱区税	93,800,000
	9 自動車取得税	8,150
	10 軽油引取税	25,249,000
	11 狩猟税	48,167,000
2 地方消費税清算金	12 旧法による税	42,491
		359
	1 地方消費税清算金	110,440,000
		110,440,000
		110,440,000

3	地方譲与税	1	地方道路譲与税	4,942,000
		2	石油ガソリン譲与税	328,000
4	地方特例交付金	1	地方特例交付金	7,056,000
		2	特別交付金	2,501,000
				173,000,000
5	地方交付税	1	地方交付税	173,000,000
				2,368,000
6	交通安全対策特別交付金	1	交通安全対策特別交付金	2,368,000
				5,001,656
7	分担金及び負担金	1	分担金	203,902
		2	負担金	4,797,754
				29,334,451
8	使用料及び手数料	1	使用料	17,856,595
		2	手数料	11,477,856
				148,656,863
9	国庫支出金			

款	項	金額	
		金	額
10 財 産 収 入	1 国 庫 負 担 金		97,586,009
	2 国 庫 補 助 金		48,921,787
	3 委 託 金		2,149,067
11 寄 附 金	1 財 産 運 用 収 入		11,062,195
	2 財 産 売 払 収 入		6,303,181
12 繰 入 金	1 寄 附 金		4,759,014
	2 特 別 会 計 繰 入 金		113,800
13 繰 越 金	1 寄 附 金		113,800
	2 基 金 繰 入 金		69,630,943
14 諸 収 入	1 繰 越 金		8,389,070
	2 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料 等		61,241,873
	1 繰 越 金		482,989
	2 預 金 利 子		482,989
			57,373,103
			2,918,000
			340,000

15 県	債	3 貸付金元利収入	25,456,734
		4 受託事業収入	3,512,818
		5 収益事業収入	15,564,069
		6 利子割精算金収入	83,000
		7 雑収入	9,498,482
			275,590,000
		1 県債	275,590,000
歳入	合計	1,718,153,000	

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 議会費	1 議会費	3,074,934
		3,074,934
2 総務費	1 総務管理費	100,880,175
	2 企画費	27,008,379
	3 環境県民費	13,071,613
	4 徴税費	12,955,299
	5 市町村振興費	38,475,666
	6 選挙費	5,262,514
	7 防災費	86,331
	8 統計調査費	2,174,387
	9 人事委員会費	1,201,237
	10 監査委員費	287,557
3 民生費		357,192
		211,880,602
	1 福祉社費	158,274,528
	2 児童福祉費	43,620,766

4 衛 生 費	3 生 活 保 護 費	9,984,855
	4 災 害 救 助 費	453
	1 公 衆 衛 生 費	51,976,835
	2 環 境 衛 生 費	19,412,703
5 勞 働 費	3 保 健 所 費	1,549,854
	4 医 薬 費	5,212,779
	5 公 営 企 業 支 出 金	17,558,602
	1 勞 政 費	8,242,897
	2 職 業 訓 練 費	3,453,319
6 農 林 水 産 業 費	3 勞 働 委 員 会 費	1,165,317
	1 農 業 費	2,122,391
	2 蚕 糸 特 産 及 び 水 産 業 費	165,611
	3 畜 産 業 費	28,734,122
	4 林 業 費	9,549,907
	1 農 業 費	655,498
	2 畜 産 業 費	1,562,674
	4 林 業 費	4,842,357

款	項	金額
7 商 工 費	5 農 地 費	12,123,686
	1 商 工 業 費	17,683,736
	2 観 光 費	17,646,095
	2 観 光 費	37,641
	1 土 木 管 理 費	172,512,777
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	13,221,528
	2 道 路 橋 り よ う 費	67,830,807
	3 河 川 費	33,660,651
	4 都 市 計 画 費	46,543,023
	5 住 宅 費	11,256,768
9 警 察 費	1 警 察 管 理 費	142,438,948
	1 警 察 管 理 費	130,728,264
	2 警 察 活 動 費	11,710,684
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	546,584,892
	1 教 育 総 務 費	70,691,751
	2 小 学 校 費	181,384,120

11 災害復旧費		3 中学校費	107,081,690
		4 高等学校費	99,585,611
		5 特別支援学校費	36,629,037
		6 大学費	3,202,008
		7 私立学校費	39,240,137
		8 社会教育費	4,849,220
		9 保健体育費	3,921,318
			153,806
			9,000
12 公債費		1 農林水産施設災害復旧費	144,806
		2 土木施設災害復旧費	280,850,249
13 諸支出金		1 公債費	280,850,249
		1 公営企業支出金	157,428,605
		2 地方消費税清算金	8,173,605
		3 利子割交付金	53,897,000
		4 配当割交付金	5,602,000
		3,815,000	

款	項	金額	歳	出	
				合計	計
14 子 備 費	5 株式等譲渡所得割交付金	2,360,000			
	6 地方消費税交付金	56,512,000			
	7 ギャルフ場利用税交付金	2,000,000			
	8 特別地方消費税交付金	1,000			
	9 自動車取得税交付金	17,900,000			
	10 軽油引取税交付金	7,100,000			
	11 利子割精算金	68,000			
	1 子 備 費	500,000			
	合計	1,718,153,000			

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	県庁舎耐震改修事業費(平成20年度着工分)	6,055,281	平成20年度	1,129,483
				平成21年度	2,862,683
		県有施設耐震改修事業費(平成20年度着工分)	518,336	平成20年度	259,202
				平成21年度	259,134
9 警察費	1 警察管理費	機動センター庁舎建設費	1,997,928	平成20年度	237,925
				平成21年度	1,760,003
		西入間警察署庁舎建設費	3,215,763	平成20年度	290,642
				平成21年度	1,695,298
				平成22年度	1,229,823

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	1 教育総務費	県立高等学校防音校舎空調設備設置費（平成20年度着工分）	93,769	平成20年度 平成21年度	18,037 75,732

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度	額
埼玉高速鉄道株式会社借入金損失補償(平成20年度借入分)	平成20年度以降	埼玉高速鉄道株式会社が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から譲渡された区間のうち独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構への償還に当たり借り入れた資金のうち回収されない元本及び利子(遅延利子を含む。)について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額	
私立学校振興資金融資貸付金利子補助(平成20年度融資分)	平成21年度から平成35年度まで	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの利子の合計額について、当該貸付額の100分の10に相当する額	33,814
私立学校振興資金融資損失補償(平成20年度融資分)	平成20年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの利子の合計額について、当該貸付額の100分の10に相当する額	
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務(平成20年度発行分)	平成20年度から平成30年度まで	共同発行団体による共同発行の総額から本県の負担額を控除した額及びこれに対する利子相当額	

事	項	期	間	限	度	額
	税務総合オンラインシステム開発	平成21年度から 平成22年度まで				1,305,359
	環境科学国際センター設備の省エネルギー化改修及び 維持管理業務	平成21年度から 平成34年度まで				383,796
	障害者交流センター設備の省エネルギー化改修及び維 持管理業務	平成21年度から 平成34年度まで				498,400
	飯能合同庁舎等エコオフィス化改修及び維持管理業務	平成21年度から 平成27年度まで				189,203
	環境創造資金利子補給（平成20年度融資分）	平成21年度から 平成30年度まで				52,002
	青空再生低公害車導入資金利子補助（平成20年度融 資分）	平成21年度から 平成28年度まで				11,343

<p>青空再生低公害車導入資金利子補給(平成20年度融 資分)</p>	<p>平成21年度から 平成27年度まで</p>	<p>187,060</p>
<p>青空再生低公害車導入資金損失補償(平成20年度保 証分)</p>	<p>平成20年度から 平成30年度まで</p>	<p>県が行う青空再生低公害車導入資金の融資額の範囲 内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行った ことによつて生じた代位弁済額の元金(責任共有制 度要綱に基づき負担金方式の場合は、代位弁済額の 元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から 中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受け た保険金の額(責任共有制度要綱に基づき負担金方 式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した 額)を控除した額の2分の1に相当する額</p>
<p>彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業の環境影響評価実施業 務</p>	<p>平成21年度</p>	<p>47,120</p>

事 項	期 間	限 度	額
独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助(平成20年度融資分)	平成21年度から平成40年度まで		116,074
民間社会福祉施設整備促進事業償還金補助(平成20年度融資分)	平成21年度から平成30年度まで		66,488
民間社会福祉施設整備促進事業損失補償(平成20年度融資分)	平成20年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの利子の合計額	
彩の国福祉のまちづくり資金利子補助(平成20年度融資分)	平成21年度から平成30年度まで		4,174
社会福祉施設経営安定化融資事業利子補助(平成20年度融資分)	平成21年度		450
社会福祉施設経営安定化融資事業損失補償(平成20年度融資分)	平成20年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの利子の合計額	

特別養護老人ホーム整備支援融資事業損失補償(平成20年度融資分)	平成20年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの利子の合計額
山間山添い地域水道水源開発施設整備費償還金補助(平成20年度借換分)	平成21年度から平成27年度まで	24,541
西部地域振興ふれあい拠点施設の整備及び管理運営務	平成21年度から平成43年度まで	11,350,064
小規模事業資金損失補償(平成20年度保証分)	平成20年度から平成38年度まで	県が行う小規模事業資金(借換えを含む。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによつて生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の4に相当する額
起業家育成資金損失補償(平成20年度保証分)	平成20年度から平成38年度まで	県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによつて生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基

事項	期間	限度額
		<p>づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額) から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、中小企業創造活動促進法に基づく認定を受けた者に無担保無保証人(法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。)で2千万円までの債務の保証を行った場合は、保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額に相当する額とし、創業関連保証(産業活力再生特別措置法第33条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。)又は創業等関連保証を利用し債務の保証を行った場合は、保険金の額を控除した額</p>

<p>経営安定資金損失補償(平成20年度保証分)</p>	<p>平成20年度から 平成35年度まで</p>	<p>の5分の1に相当する額</p> <p>県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付(指定企業関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。)及び知事指定等貸付(指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第4項第8号の規定に係る貸付に限る。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことよって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、大臣指定等貸付(指定企業関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。)にあつては5分の1、知事指定等貸付(指定企業関連に係る貸付に限る。)にあつては2分の</p>
------------------------------	------------------------------	--

事項	期間	限度額
経営支援特別融資損失補償(平成20年度保証分)	平成20年度から平成35年度まで	<p>1、知事指定等貸付(金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第4項第8号の規定に係る貸付に限る。)にあつては5分の1に相当する額</p> <p>県が行う経営支援特別融資の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによつて生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づき負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づき負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の2分の1に相当する額</p>
産業創造資金損失補償(平成20年度保証分)	平成20年度から平成38年度まで	<p>県が行う産業創造資金のうち経営革新貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会が中小企業創造活動促進法に基づき認定を受けた者に無担保無保証人</p>

		<p>(法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。)で2千万円までの債務の保証を行ったことよって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額に相当する額</p>
<p>企業パワーアップ資金損失補償(平成20年度保証分)</p>	<p>平成20年度から平成38年度まで</p>	<p>県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことよって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に</p>

事項	期間	限度額
事業資金損失補償(平成20年度保証分)	平成20年度から 平成35年度まで	県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付(借換えを含む。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによつて生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づき負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づき負担金方式の場合は、保険金の額
		換算した額)を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の19、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の25、中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあつては10分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては32分の25に相当する額

		<p>を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は12分の7、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の17に相当する額</p>
<p>借換資金損失補償(平成20年度保証分)</p>	<p>平成20年度から平成35年度まで</p>	<p>県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことよって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第6号までの規定に係</p>

事項	期間	限度額
中小企業者制度融資貸付事業利子補助(平成20年度融資分)	平成21年度から平成35年度まで	2,843,444
勤労者支援資金損失補償(平成20年度保証分)	平成20年度から平成32年度まで	県が行う勤労者支援資金の融資額の範囲内で埼玉県労働者信用基金協会がこの債務の保証を行ったこと によって生じた代位弁済額のうち、応急資金又は結婚・子育て支援資金のうち扶養する子の就学に要する資金の元金に相当する額の100分の70の額と、失業資金の元金に相当する額との合計額
農地保有合理化事業資金損失補償(平成20年度融資分)	平成20年度から平成31年度まで	埼玉県農林公社が農地保有合理化事業のため借り入れた資金のうち回収されない元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額

農業近代化資金等利子補助(平成20年度融資分)	平成21年度から平成41年度まで	173,404
農業災害復旧経営資金利子補助(平成20年度融資分)	平成21年度から平成27年度まで	3,948
農業災害復旧経営資金損失補償(平成20年度融資分)	平成20年度から平成27年度まで	農業協同組合等が融資した農業災害資金のうち回収されない元本及び利子について、市町村が損失補償した場合の当該補償に要した経費の2分の1に相当する額。ただし、当該経費が融資額の100分の50に相当する額を超えるときは、当該融資額の4分の1に相当する額
経営体育成総合融資制度利子補助(平成20年度融資分)	平成21年度から平成46年度まで	53,603
卸売市場施設整備資金利子補助(平成20年度融資分)	平成21年度から平成27年度まで	1,674

事項	項目	期間	限度	額
	埼玉県農林公社造林資金等損失補償(平成20年度借入分)	平成20年度から平成71年度まで	埼玉県農林公社がその業務を行うため農林漁業金融公庫から借り入れた造林資金及び森林整備活性化資金のうち最終償還期限到来後10月を経過しても弁済できない元利金合計額(遅延損害金を含む。)及び損失確定日の翌日から補償履行の日まで年11パーセントの割合による利息に相当する額	
	かんがい排水事業	平成21年度		277,000
	農地防災事業	平成21年度		545,000
	農業集落排水整備推進交付金(平成20年度施行分)	平成21年度から平成25年度まで		87,075

公共用地先行取得費等償還金(平成20年度取得分)	平成21年度から平成30年度まで	埼玉県土地開発公社が県の行う公共事業の用地先行取得及び造成に要した額
埼玉県土地開発公社借入金債務保証(平成20年度借入分)	平成20年度以降	埼玉県土地開発公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入金金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額
総合治水対策特定河川事業	平成21年度	300,000
埼玉スタジアム2002公園施設整備	平成21年度	90,000
警察共済組合不動産投資施設特約譲渡事業償還金(平成20年度建設分)	平成21年度から平成44年度まで	1,074,231
放置車両確認事務	平成21年度	497,080

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
知事部局等職員退職手当	1,800,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公営団体との共同発行を含む。)。ただし、発行価格が額面額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
地方公営企業等金融機構出資金	85,000	上	同	同
県有施設整備事業	3,009,000	同	同	同
埼玉高速鉄道株式会社出資金	1,549,000	同	同	同
ふるさと自然再生事業	94,000	同	同	同
身近な緑公有地化事業	68,000	同	同	同
石綿健康被害救済基金拠出金	34,000	同	同	同

広域廃棄物理立処分場整備事業	386,000	同	上	同	上	同	上
防災行政無線高度化推進事業	77,000	同	上	同	上	同	上
消防学校施設整備事業	25,000	同	上	同	上	同	上
心身障害児(者) 援護施設等整備事業	143,000	同	上	同	上	同	上
老人福祉施設整備事業	2,455,000	同	上	同	上	同	上
総合リハビリテーションセンター 設備整備事業	153,000	同	上	同	上	同	上
南児童相談所・一時保護所整備事業	33,000	同	上	同	上	同	上
高等技術専門校施設整備事業	51,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
秩父高原牧場基盤整備事業	12,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公団体との共同発行を含む。)。ただし、発行価格が額面額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
造林事業	52,000	同上	同上	同上
県単独林道事業	115,000	同上	同上	同上
林道事業	295,000	同上	同上	同上
県単独治山事業	113,000	同上	同上	同上
治山事業	151,000	同上	同上	同上
地すべり防止事業	90,000	同上	同上	同上

県単独農業基盤整備事業	13,000	同	上	同	上	同	上
農業基盤整備事業	973,000	同	上	同	上	同	上
直轄事業(土地改良)負担金	456,000	同	上	同	上	同	上
西部地域振興ふれあい拠点施設整備事業	1,358,000	同	上	同	上	同	上
県単独道路建設事業	24,165,000	同	上	同	上	同	上
電線地中化(道路)整備事業	263,000	同	上	同	上	同	上
道路事業	5,522,000	同	上	同	上	同	上
県単独河川改修事業	1,274,000	同	上	同	上	同	上
河川事業	6,851,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川等関連公共施設整備促進事業	261,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
県単独砂防事業	181,000	同上	同上	同上
砂防事業	376,000	同上	同上	同上
自然災害防止事業	500,000	同上	同上	同上
水防情報システム整備事業	79,000	同上	同上	同上
直轄事業負担金	22,010,000	同上	同上	同上
県単独街路事業	6,674,000	同上	同上	同上

独立行政法人日本高速道路保有・ 債務返済機構出資金	29,000	同	上	同	上	同	上
街路事業	1,703,000	同	上	同	上	同	上
県単独公園事業	1,855,000	同	上	同	上	同	上
公園事業	1,377,000	同	上	同	上	同	上
警察職員退職手当	2,000,000	同	上	同	上	同	上
警察署庁舎建設事業	1,809,000	同	上	同	上	同	上
交通安全施設整備事業	1,412,000	同	上	同	上	同	上
教職員退職手当	15,100,000	同	上	同	上	同	上
県立高等学校建設事業	6,383,000	同	上	同	上	同	上
県立特別支援学校建設事業	2,491,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会教育施設整備事業	333,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
土木施設災害復旧事業	44,000	同上	同上	同上
水道用水供給事業出資金	3,145,000	同上	同上	同上
平成10年度発行県債償還金	78,333,000	同上	同上	同上
公的資金繰上償還金	11,113,000	同上	同上	同上
臨時財政対策債	66,717,000	同上	同上	同上

平成20年度埼玉県公債費特別会計予算

平成20年度埼玉県公債費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ175,198,140千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		112,360,140
	1 一 般 会 計 繰 入 金	93,361,435
	2 特 別 会 計 繰 入 金	2,836,705
	3 基 金 繰 入 金	16,162,000

款	項	金額
2 県債		62,838,000
	1 県債	62,838,000
入 合計		175,198,140

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 公債費		175,198,140
	1 公債費	175,198,140
出 合計		175,198,140

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一 一般会計 平成10年度及び平成15年度 発行 県債 償還 金	61,652,000	普通貸借又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。)	10%以内。ただし、利 率見直し方式で借り入れ る資金について、利率の 見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率とする。	政府資金についてはその融通条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若し くは繰上償還又は低利に借り換 えることができる。
流域下水道事業特別会計 平成10年度発行県債償還金	1,186,000	普通貸借又は証券発行	同 上	同 上

平成20年度埼玉県証紙特別会計予算

平成20年度埼玉県証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39,185,111千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 証 紙 収 入	1 証 紙 収 入	39,085,111
	1 証 紙 収 入	39,085,111
2 繰 越 金	1 繰 越 金	100,000
	1 繰 越 金	100,000
歳 入	合 計	39,185,111

歳出

（単位 千円）

款	項	金額
1 繰出金	1 一般会計繰出金	39,179,111
	2 返還金	6,000
歳出合計		39,185,111

平成20年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算

平成20年度埼玉県市町村振興事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,249,940千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財 産 収 入		66,926
	1 財 産 運 用 収 入	66,926
2 繰 入 金		9,199,420
	1 基 金 繰 入 金	9,199,420
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		4,983,593

	1 貸付金元利収入	4,983,593
歳入	合計	14,249,940

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 市町村振興事業費	1 市町村振興事業費	14,249,940
	合計	14,249,940

平成20年度埼玉県災害救助事業特別会計予算

平成20年度埼玉県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ341,579千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 国庫支出金	1 国庫負担金	150,749
	2 財産収入	28,948
3 繰入金	1 財産運用収入	28,948
	1 基金繰入金	161,881
4 繰越金		1

	1 繰越金	1
歳入	合計	341,579

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 災害救助事業費		341,579
	1 救助費	312,630
	2 基金積立金	28,949
歳出	合計	341,579

平成20年度埼玉県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成20年度埼玉県母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ497,010千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 繰 入 金	1 繰 入 金	35,236
	1 繰 入 金	35,236
2 繰 越 金	1 繰 越 金	134,065
	1 繰 越 金	134,065
3 諸 収 入	1 貸 付 金 元 利 収 入	327,709
	1 貸 付 金 元 利 収 入	281,625

	2 預 金 利 子	123
	3 雑 入	45,961
歳 入	合 計	497,010

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付費		497,010
	1 母子寡婦福祉資金貸付費	497,010
歳 出	合 計	497,010

平成20年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

平成20年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,954,740千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 繰 入 金		9,700
	1 繰 入 金	9,700
2 繰 越 金		250,308
	1 繰 越 金	250,308
3 諸 収 入		1,694,732
	1 預 金 利 子	600
	2 貸 付 金 元 利 収 入	1,693,332

	3 雑 入	800
歳 入	合 計	1,954,740

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 小規模企業者等設備導入資金	1 資 金 貸 付 費	1,952,740
	2 予 備 費	2,000
合 計		1,954,740

平成20年度埼玉県農業改良資金特別会計予算

平成20年度埼玉県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ201,874千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定 収 入	1 繰 入 金	130,325
	2 繰 越 金	50
	3 諸 収 入	26,000
		104,275

2 業務勘定収入	1 繰入金	5,540
	2 繰越金	248
	3 諸収入	2
3 就農支援資金貸付勘定収入	1 繰入金	16,639
	2 繰越金	1
	3 諸収入	15,124
	4 県債	33,218
4 就農支援資金業務勘定収入	1 繰入金	737
	2 繰越金	38
	3 諸収入	2
歳入	合計	201,874

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 貸付勘定		130,325
	1 農業改良資金貸付費	130,325
2 業務勘定		5,790
	1 管理指導事務費	5,590
	2 予備費	200
3 就農支援資金貸付勘定		64,982
	1 就農支援資金貸付費	64,982
4 就農支援資金業務勘定		777
	1 管理指導事務費	767
	2 予備費	10
歳出	合計	201,874

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農支援資金貸付金	33,218	「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」の定めるところによる。	無利子	「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」の定めるところによる。

平成20年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成20年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39,195千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 貸付勘定収入		38,800
	1 繰入金	170
	2 繰越金	20,794
	3 諸収入	17,836
		395
		185
2 業務勘定収入	1 繰越金	185
	2 諸収入	210
歳入	合計	39,195

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 貸付勘定		38,800
	1 林業・木材産業改善資金貸付費	38,800
2 業務勘定		395
	1 管理指導事務費	375
	2 予備費	20
歳出	合計	39,195

平成20年度本多静六博士育英事業特別会計予算

平成20年度本多静六博士育英事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ49,407千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財 産 収 入		3,953
	1 財 産 運 用 収 入	3,953
2 繰 入 金		22,326
	1 繰 入 金	22,326
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		23,127

	1 貸付金元利収入	23,126
	2 雑収入	1
歳入	合計	49,407

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 本多静六博士育英事業費	1 本多静六博士育英事業費	48,407
	2 予備費	1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	49,407

平成20年度埼玉県用地事業特別会計予算

平成20年度埼玉県用地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,780,926千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財 産 収 入		12,866,725
	1 財 産 運 用 収 入	190,663
2 繰 入 金		12,676,062
	2 財 産 売 払 収 入	12,676,062
3 繰 越 金		4,914,199
	1 繰 越 金	4,914,199
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1

4 使用料及び手数料			1
	1 使用料		1
歳入		合計	17,780,926

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 用地事業費		15,357,195
	1 用地事業費	15,357,195
2 公債費		2,423,731
	1 公債費	2,423,731
歳出		合計
		17,780,926

平成20年度埼玉県流域下水道事業特別会計予算

平成20年度埼玉県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ53,790,468千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金	額
1 分担金及び負担金			25,723,014
	1 負担金		25,723,014

2	使用料及び手数料	1	使用料	9,461
3	国庫支出金	1	国庫補助金	12,594,900
4	財産収入	1	財産売却収入	75,629
5	繰入金	1	繰入金	7,423,774
6	繰越金	1	繰越金	1,361,688
7	諸収入	1	雑収入	2
8	県債	1	県債	6,602,000
歳入		合計		53,790,468

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 流域下水道事業費	1 流域下水道管理費	43,804,194
	2 流域下水道建設費	23,194,854
		20,609,340
2 公債費	1 公債費	9,935,274
		9,935,274
3 予備費	1 予備費	51,000
		51,000
歳出	合計	53,790,468

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度	額
荒川左岸南部流域下水道事業(平成20年度契約分)	平成21年度から平成22年度まで		8,060,000
荒川左岸北部流域下水道事業(平成20年度契約分)	平成21年度		745,000
荒川右岸流域下水道事業(平成20年度契約分)	平成21年度		2,202,900
中川流域下水道事業(平成20年度契約分)	平成21年度から平成22年度まで		8,240,000
古利根川流域下水道事業(平成20年度契約分)	平成21年度		205,000
荒川上流流域下水道事業(平成20年度契約分)	平成21年度		267,500
市野川流域下水道事業(平成20年度契約分)	平成21年度		450,000
利根川右岸流域下水道事業(平成20年度契約分)	平成21年度		466,000

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県単独流域下水道建設事業	216,000	普通貸借又は証券発行	10%以内。ただし、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
流域下水道建設事業	3,756,000	同上	同上	同上
資本費平準化債	2,630,000	同上	同上	同上

平成20年度埼玉県営住宅事業特別会計予算

平成20年度埼玉県営住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,861,034千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。
(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使 用 料		7,724,803
	1 住 宅 使 用 料	7,724,803

款	項	金額
2 国庫支出金	1 国庫補助金	1,512,781
3 財産収入	1 財産運用収入	79,605
4 繰入金	1 繰入金	6,431,192
5 繰越金	1 繰越金	1
6 諸収入	1 敷金運用収入	17,025
	2 雑収入	14,627
7 県債	1 県債	3,081,000
歳入	合計	18,861,034

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 住宅事業費	1 住宅管理費	10,971,936
	2 住宅建設費	6,188,889
		4,783,047
2 繰出金	1 繰出金	7,745,257
3 公債費	1 公債費	7,745,257
		133,841
4 予備費	1 予備費	133,841
		10,000
歳出合計		18,861,034

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 住宅事業費	2 住宅建設費	平成20年度公営住宅建設費	6,816,656	平成20年度	395,673
				平成21年度	2,832,749
				平成22年度	2,836,860
				平成23年度	751,374

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	3,081,000	普通貸借又は証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

平成20年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算

平成20年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,369,770千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財 産 収 入	1 財 産 運 用 収 入	1
		672,394
2 繰 入 金	1 繰 入 金	672,394

3	繰越	金				677,658		
			1	繰越	金	677,658		
4	諸	収入				19,717		
			1	貸付	金元利	収入	18,775	
			2	預	金	利	子	650
			3	雑			収入	292
歳入			合計			1,369,770		

歳出

(単位 千円)

款		項	金	額	
1	高等学校等奨学金事業費				1,369,770
		1	高等学校等奨学金事業費		1,369,770
歳出		合計			1,369,770

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度	額
埼玉県高等学校等奨学金損失補償（平成20年度保証分）	平成20年度以降	県が行う埼玉県高等学校等奨学金の貸付額の範囲内 でこの債務の保証を行った者がこれを行ったこと によって生じた代位弁済額のうち、元金に相当する額	

平成20年度埼玉県公営競技事業特別会計予算

平成20年度埼玉県公営競技事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,525,301千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 入 場 料 収 入	1 入 場 料 収 入	128,013
	2 入 場 券 発 売 副 収 入	1
2 投 票 券 発 売 収 入	1 投 票 券 発 売 収 入	41,420,687
	2 投 票 券 発 売 副 収 入	41,358,686
		62,001
3 財 産 収 入		222,870

款	項	金額	
		金額	額
	1 財産運用収入		222,869
	2 財産売却収入		1
	4 繰越金		2
5 諸収入	1 繰越金		2
	1 預金利息		1
	2 収益事業収入		1
	3 雑収入		753,727
歳入	合計		42,525,301

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 公営競技総務費		430,624
	1 公営競技総務費	430,624
2 公営競技事業費		41,024,608
	1 公営競技事業費	41,024,608
3 繰出金		1,064,069
	1 繰出金	1,064,069
4 予備費		6,000
	1 予備費	6,000
歳出	合計	42,525,301

平成20年度埼玉県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成20年度埼玉県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 病床数

循環器・呼吸器病センター 319床

がんセンター 400床

小児医療センター 300床

精神医療センター 200床

2 患者数

(1) 年間延患者数

区分	入院	院外	来
循環器・呼吸器病センター	100,010人		100,602人
がんセンター	132,860		194,400
小児医療センター	92,710		142,165
精神医療センター	62,415		44,955

(2) 1日平均患者数

区分	入院	外来
循環器・呼吸器病センター	274人	414人
がんセンター	364	800
小児医療センター	254	585
精神医療センター	171	185

3 主なる建設改良事業

1,654,630千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収入	支出
第1款 病院事業収益	36,828,421千円	
第1項 医療収益	29,361,990千円	
第2項 医療外収益	7,466,430千円	
第3項 特別利益	1千円	
第1款 病院事業費用		36,828,421千円

第1項	医業費用	36,035,809千円
第2項	医業外費用	772,611千円
第3項	特別損失	1千円
第4項	予備費	20,000千円
(資本的収入及び支出)		

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,427,292千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,120千円、減債積立金23,463千円及び過年度分損益勘定留保資金1,402,709千円で補てんするものとする。)

		収	入
第1款	資本的収入	2,442,602千円	
第1項	企業債	1,452,000千円	
第2項	他会計補助金	15,000千円	
第3項	他会計負担金	975,601千円	
第4項	固定資産売却代金	1千円	
		支	出
第1款	資本的支出	3,869,894千円	
第1項	建設改良費	1,654,630千円	
第2項	開発費	4,200千円	
第3項	企業債償還金	2,211,064千円	

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 企業債借換資金に充てるため

限度額 1,452,000千円

起債の方法 普通貸借又は証券発行

利率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還の方法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、6,300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 16,487,739千円

(2) 交際費 1,800千円

(他会計からの補助金)

第8条 がんセンター省エネルギー対策事業のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、15,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,755,795千円と定める。

（重要な資産の取得及び処分）

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種類	器械備品
名称	X線CT装置（循環器・呼吸器病センター）
数量	一式
種類	器械備品
名称	X線CT装置（小児医療センター）
数量	一式
種類	器械備品
名称	デジタル一般撮影装置
数量	一式

平成20年度埼玉県電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成20年度埼玉県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	事業収益		
第1項	営業収益		22,533 千円
第2項	営業外収益		20,331 千円
第3項	特別利益		2,201 千円
		支	出
第1款	事業費用		
第1項	営業費用		1,244,810 千円
第2項	営業外費用		117,473 千円
第3項	特別損失		34,760 千円
第4項	予備費		1,090,577 千円
	(資本的収入及び支出)		
第4項	予備費		2,000 千円

第3条 資本的収入の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	732,951 千円
---------------	------------

第1項 固 定 資 産 売 却 代 金	732,950 千円
---------------------	------------

第2項 雑 収 入	1 千円
-----------	------

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	28,068 千円
---------------	-----------

(2) 交 際 費	40 千円
-----------	-------

平成20年度埼玉県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成20年度埼玉県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|---------------------------|
| (1) 給水事業所数 | 175社 |
| (2) 年間総給水量 | 78,873,000 m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 216,093 m ³ |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収入	支出
第1款 事業収益	2,106,773千円	
第1項 営業収益	2,028,494千円	
第2項 営業外収益	78,278千円	
第3項 特別利益	1千円	
第1款 事業費用		1,675,600千円
第1項 営業費用		1,520,560千円

第2項	営業外費用	151,039千円
第3項	特別損失	1千円
第4項	予備費	4,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額687,417千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,928千円、建設改良積立金50,000千円、減債積立金143,835千円、過年度分損益勘定留保資金97,180千円及び当年度分損益勘定留保資金394,474千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款	資本的収入	670,002千円
第1項	長期貸付金償還金	670,000千円
第2項	固定資産売却代金	1千円
第3項	雑収入	1千円

支 出

第1款	資本的支出	1,357,419千円
第1項	建設改良費	52,584千円
第2項	長期貸付金	1,161,000千円
第3項	企業債償還金	143,835千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度	額
大久保浄水場取水・排水処理系共同電気室設置更新工事	平成21年度		25,796

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

270,913 千円

(2) 交 際 費

40 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、3,683千円と定める。

平成20年度埼玉県水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 平成20年度埼玉県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------------------|----------------------------|
| (1) 給水団体数 | 62 団体 |
| (2) 年間総給水量 | 669,407,000 m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 1,833,992 m ³ |
| (4) 主なる建設工事
(収益的収入及び支出) | 13,176,916 千円 |

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		45,359,854 千円
第1項 営業収益		44,237,693 千円
第2項 営業外収益		1,122,160 千円
第3項 特別利益		1 千円
第1款 事業費	支	出
		44,206,431 千円

第1項	営業費用	33,822,067千円
第2項	営業外費用	10,344,363千円
第3項	特別損失	1千円
第4項	予備費	40,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額21,479,090千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額673,235千円、過年度分損益勘定留保資金9,230,864千円及び当年度分損益勘定留保資金11,574,991千円で補てんするものとする。)

		収	入
第1款	資本的収入		19,576,319千円
第1項	建設補助金		4,096,390千円
第2項	企業債		8,222,000千円
第3項	他会計出資金		5,897,505千円
第4項	他会計補助金		197,155千円
第5項	他会計からの長期借入金		1,161,000千円
第6項	固定資産売却代金		1千円
第7項	雑収入		2,268千円
		支	出
第1款	資本的支出		41,055,409千円

第1項	建設改良費	17,720,372千円
第2項	出資金	120,368千円
第3項	企業債償還金	15,536,265千円
第4項	他会計からの長期借入金償還金	670,000千円
第5項	機 構 負 担 年 賦 金	6,968,404千円
第6項	予 備 費	40,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度	額
吉見浄水場運転管理等業務委託	平成21年度から 平成25年度まで		930,180
浄水方法最適化検討実験調査事業	平成21年度から 平成23年度まで		87,612
大久保浄水場取水・排水処理系共同電気室設置更新工事	平成21年度		612,994

大久保浄水場西部系特高変電所更新工事	平成21年度から平成22年度まで	1,247,230
大久保浄水場西部本館電気設備更新工事	平成21年度から平成22年度まで	396,710
大久保浄水場西部系監視制御システム更新工事	平成21年度から平成22年度まで	2,481,150
上赤坂特高変電所更新事業	平成21年度から平成22年度まで	1,319,160
庄和浄水場特高変電所更新事業	平成21年度から平成22年度まで	1,327,920

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金に充てるため

限度額 8,222,000千円

起債の方法 普通貸借又は証券発行
 利率 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還の方法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。
 (一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 3,776,259 千円

(2) 交際費 930 千円

(他会計からの補助金)

第9条 水道用水供給事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,276,100千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、124,165千円と定める。

平成20年度埼玉県地域整備事業会計予算

(総則)

第1条 平成20年度埼玉県地域整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 主なる建設工事

7,777,559千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入
---	---

第1款	事業収益	1,290,785千円
-----	------	-------------

第1項	営業収益	1,227,242千円
-----	------	-------------

第2項	営業外収益	63,542千円
-----	-------	----------

第3項	特別利益	1千円
-----	------	-----

支	出
---	---

第1款	事業費	656,038千円
-----	-----	-----------

第1項	営業費用	627,090千円
-----	------	-----------

第2項	営業外費用	8,947千円
-----	-------	---------

第3項	特別損失	1千円
-----	------	-----

第4項 予備費 20,000 千円
 (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,089,813千円は、過年度分損益勘定留保資金7,089,813千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 970,236 千円
 第1項 長期貸付金償還金 970,235 千円
 第2項 雑収入 1 千円

支 出

第1款 資本的支出 8,060,049 千円
 第1項 建設改良費 7,777,559 千円
 第2項 建設準備費 82,490 千円
 第3項 予備費 200,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	騎西国道122号沿道地区 産業団地整備事業	5,319,067	平成20年度 平成21年度 平成22年度	2,553,120 2,130,178 635,769

(単位 千円)

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

449,056千円

(2) 交際費

290千円

埼玉県告示第五百三十三号

埼玉県議会平成二十年二月定例会において議決された平成十九年度埼玉県一般会計補正予算(第四号)、平成十九年度埼玉県公債費特別会計補正予算(第一号)、平成十九年度埼玉県証紙特別会計補正予算(第一号)、平成十九年度埼玉県市町村振興事業特別会計補正予算(第一号)、平成十九年度埼玉県災害救助事業特別会計補正予算(第一号)、平成十九年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正

予算(第一号)、平成十九年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算(第二号)、平成十九年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算(第二号)及び平成十九年度埼玉県地域整備事業会計補正予算(第二号)を地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十年四月四日

埼玉県知事 上田清司

成十九年度本多静六博士育英事業特別会計補正予算(第一号)、平成十九年度埼玉県用地事業特別会計補正予算(第一号)、平成十九年度埼玉県流域下水道事業特別会計補正予算(第二号)、平成十九年度埼玉県営住宅事業特別会計補正予算(第一号)、平成十九年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算(第一号)、平成十九年度埼玉県病院事業会計補正予算(第二号)、平成十九年度埼玉県電気事業会計補正

平成19年度埼玉県一般会計補正予算(第4号)

平成19年度埼玉県一般会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ28,195,473千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,689,844,268千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

(繰越明許費の補正)

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前 の額	補 正 額	計	
1 県	税	1 県民税	823,300,000	△13,400,000	809,900,000
			340,576,000	2,159,000	342,735,000
			209,998,000	△12,452,000	197,546,000
			96,879,000	△1,203,000	95,676,000
			26,172,000	△1,904,000	24,268,000
			114,988,000	△346,000	114,642,000
			114,988,000	△346,000	114,642,000
			5,392,000	149,017	5,541,017
			2,969,000	70,751	3,039,751
4 地方特例交付金	1 地方特例交付金	2,423,000	78,266	2,501,266	
		179,600,000	△1,445,012	178,154,988	
		179,600,000	△1,445,012	178,154,988	
5 地方交付税	1 地方交付税	6,538,536	△336,856	6,201,680	
		225,775	△3,280	222,495	
7 分担金及び負担金	1 分担金				

8 使用料及び手数料	2 負担金		6,312,761	△333,576	5,979,185
		1 使用料	29,527,578	60,214	29,587,792
		2 手数料	17,655,171	82,648	17,737,819
9 国庫支出金	1 国庫負担金		11,872,407	△22,434	11,849,973
			148,135,933	△2,914,665	145,221,268
			92,970,537	△780,662	92,189,875
10 財産収入	2 国庫補助金		50,946,458	△1,671,237	49,275,221
			4,218,938	△462,766	3,756,172
			12,655,677	△1,340,191	11,315,486
11 寄附金	1 財産運用収入		4,556,086	259,958	4,816,044
			8,099,591	△1,600,149	6,499,442
			182,300	11,000	193,300
12 繰入金	2 財産売却収入		182,300	11,000	193,300
			51,666,830	△34,595,015	17,071,815
			9,662,741	△129,084	9,533,657
	2 基金繰入金		42,004,089	△34,465,931	7,538,158

款	項	補正前の額	補正額	計
13 繰越金	繰越金	1,147,933	5,670,804	6,818,737
		1,147,933	5,670,804	6,818,737
14 諸収入	預金 貸付金 受託事業収入 収益事業収入 利子割精算金収入 雑収入	60,443,954	3,508,231	63,952,185
		145,000	455,000	600,000
		30,973,398	△912,117	30,061,281
		4,230,244	△804,549	3,425,695
		14,954,053	5,127,554	20,081,607
		203,000	△121,000	82,000
		7,185,259	△236,657	6,948,602
15 県債	県債	276,893,000	16,783,000	293,676,000
		276,893,000	16,783,000	293,676,000
歳入	合計	1,718,039,741	△28,195,473	1,689,844,268

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費	1 議会費	3,134,582	△124,807	3,009,775
		3,134,582	△124,807	3,009,775
2 総務費	1 総務管理費	95,692,525	△4,699,996	90,992,529
	2 企画費	23,907,665	△464,812	23,442,853
	3 環境県民費	12,642,050	△1,173,802	11,468,248
	4 徴税費	11,629,475	△1,132,042	10,497,433
	5 市町村振興費	31,183,110	△201,517	30,981,593
	6 選挙費	4,908,807	△316,940	4,591,867
	7 防災費	6,660,290	△992,472	5,667,818
	8 統計調査費	3,106,972	△341,558	2,765,414
	9 人事委員会費	1,026,410	△68,645	957,765
3 民生費	1 社会福祉費	276,487	△8,208	268,279
	2 社会福祉費	205,177,186	△3,557,365	201,619,821
	2 児童福祉費	153,034,825	△2,701,394	150,333,431
		42,417,182	△763,758	41,653,424

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費	3 生活保護費	9,724,379	△92,213	9,632,166
	1 公衆衛生費	53,576,108	△372,717	53,203,391
	2 環境衛生費	19,463,815	78,696	19,542,511
	3 保健所費	1,643,936	△92,332	1,551,604
5 労働費	4 医薬費	5,425,727	△174,816	5,250,911
	3 職訓費	19,018,012	△184,265	18,833,747
	2 労働委員会費	3,972,598	△209,140	3,763,458
	1 労働政費	1,582,765	△118,129	1,464,636
6 農林水産業費	3 労働委員会費	2,217,665	△80,161	2,137,504
	2 畜産業費	172,168	△10,850	161,318
	1 農業費	29,844,242	△1,540,424	28,303,818
	3 畜産業費	8,472,993	△500,229	7,972,764
	4 林業費	674,921	△32,543	642,378
		1,540,491	△80,327	1,460,164
		4,271,275	△90,273	4,181,002

7 商 工 費	5 農 地 費	14,884,562	△837,052	14,047,510	
		15,650,628	△474,928	15,175,700	
		1 商 工 業 費	15,608,358	△474,928	15,133,430
		175,434,187	△5,078,769	170,355,418	
		1 土 木 管 理 費	13,385,925	△294,418	13,091,507
8 土 木 費	2 道 路 橋 り よ う 費	71,015,930	△2,427,744	68,588,186	
		3 河 川 費	39,073,614	△565,581	38,508,033
		4 都 市 計 画 費	38,493,211	△692,160	37,801,051
		5 住 宅 費	13,465,507	△1,098,866	12,366,641
		142,710,480	△2,079,982	140,630,498	
9 警 察 費	1 警 察 管 理 費	130,831,887	△1,988,122	128,843,765	
		2 警 察 活 動 費	11,878,593	△91,860	11,786,733
10 教 育 費	540,956,462	△3,973,304	536,983,158		
		1 教 育 総 務 費	66,545,968	△159,882	66,386,086
		2 小 学 校 費	184,534,604	△1,247,918	183,286,686
	3 中 学 校 費	108,052,342	△716,918	107,335,424	

款	項	補正前の額	補正額	計
11 災害復旧費	4 高等学校費	99,368,651	△1,161,590	98,207,061
	5 特別支援学校費	33,341,594	△109,605	33,231,989
	6 大学費	3,149,195	△178,168	2,971,027
	7 私立学校費	38,730,849	△111,117	38,619,732
	8 社会教育費	4,952,514	△118,216	4,834,298
	9 保健体育費	2,280,745	△169,890	2,110,855
		1,740,780	△722,989	1,017,791
	1 農林水産施設災害復旧費	584,360	△172,659	411,701
	2 土木施設災害復旧費	1,156,420	△550,330	606,090
12 公債費		284,251,332	△4,662,647	279,588,685
	1 公債費	284,251,332	△4,662,647	279,588,685
13 諸支出金		165,398,631	△698,405	164,700,226
	1 公営企業支出金	8,918,631	△457,405	8,461,226
	2 地方消費税清算金	59,149,000	247,000	59,396,000
	3 利子割交付金	3,646,000	987,000	4,633,000

	4	配当割交付金	3,782,000	1,184,000	4,966,000
	5	株式等譲渡所得割交付金	2,907,000	△259,000	2,648,000
	6	地方消費税交付金	58,941,000	△200,000	58,741,000
	9	自動車取得税交付金	19,000,000	△2,200,000	16,800,000
歳出	合計	1,718,039,741	△28,195,473	1,689,844,268	

第2表 継続費補正
変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前		補正後	
			総額	年割額	総額	年割額
9 警察費	1 警察管理費	蕨警察署 庁舎建設費	3,180,036	457,797	3,170,955	457,797
			平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度
		平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	
		上尾警察署 庁舎建設費	3,803,613	502,459	3,746,231	502,459
		航空隊格納庫・ 事務所棟建設費	317,795	21,835	328,480	11,352
		航空隊格納庫・ 事務所棟建設費	140,977	140,977	317,128	317,128
		航空隊格納庫・ 事務所棟建設費	154,983	154,983		
		航空隊格納庫・ 事務所棟建設費	177,258	35,673	169,884	32,584
		航空隊格納庫・ 事務所棟建設費	141,585	141,585	137,300	137,300
		航空隊格納庫・ 事務所棟建設費				

10 教育費	4 高等学校費	県立不動岡新校 (仮称) 実習棟建設費	449,020	平成19年度 平成20年度	115,296 333,724	420,124	平成19年度 平成20年度	96,428 323,696
		県立狭山新校 (仮称) 実習棟建設費	472,161	平成19年度 平成20年度	63,658 408,503	451,754	平成19年度 平成20年度	61,113 390,641
		県立寄居新校 (仮称) 実習棟建設費	456,054	平成19年度 平成20年度	94,282 361,772	447,535	平成19年度 平成20年度	90,440 357,095

第3表 繰越明許費補正
追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	老人福祉施設整備助成費	837,688
		保育所待機児童対策費 児童福祉施設整備助成費	3,125 61,498
4 林業費	4 林業費	森林管理道整備事業費	76,200
		治山事業費	64,578
		かんがい排水事業費	153,060
		ほ場整備事業費	55,860
5 農地費	5 農地費	畑地帯総合農地整備事業費	88,200
		農地防災事業費	238,250
		農道整備事業費	175,240
		団体営土地改良事業費	15,021
6 農林水産業費	6 農林水産業費	舗装道整備費	30,244
		道路環境整備費	50,100
		災害防除費	69,000
		電線地中化（道路）整備費	129,400
		自転車歩行者道整備費	608,000

	2 道路橋りょう費	交差点整備費 バリアフリー安全対策費 道路有効活用推進費 地方特定道路(維持)整備費 地方特定道路(交通安全)整備費 地方道路交付金(維持)整備費 地方道路交付金(交通安全)整備費 地方道路交付金(交通安全)整備費 舗装補修事業費 交通安全施設整備事業費 道路改築費 地方特定道路(改築)整備費 地方道路交付金(改築)整備費 地方道路交付金(改築)整備費 道路改築事業費 住宅市街地基盤(道路)整備事業費 橋りょう修繕費	553,000 59,675 60,000 98,700 818,000 113,274 138,446 480,150 586,850 9,000 249,000 763,000 3,393,000 259,000 317,000 3,119,000 1,189,000 596,509
--	-----------	--	---

款	項	事業名	金額
8 土 木 費	3 河 川 費	橋りょう補修事業費	65,280
		橋りょう架換費	267,000
		橋りょう整備事業費	328,000
		排水機場等施設管理費	70,820
		河川改修調査費	33,445
		河川改修費	772,709
		ふるさとふれあい河川整備費	8,941
		広域河川改修事業費	1,702,805
		総合治水対策特定河川事業費	3,277,924
		河川環境整備事業費	33,600
		低地対策河川事業費	90,000
		防災調節池事業費	130,604
		住宅市街地基盤(河川)整備事業費	101,384
床上浸水対策特別緊急事業費	794,044		
堰堤改良事業費	24,466		
総合流域防災(河川)事業費	172,139		
		市町村治水事業費負担金	2,000

	河川等情報基盤整備事業費 砂防施設費 急傾斜地崩壊対策費 通常砂防事業費 地すべり対策事業費 災害関連緊急地すべり対策事業費 急傾斜地崩壊対策事業費 急傾斜地崩壊対策事業費 総合流域防災(砂防)事業費 総合流域防災(急傾斜地)事業費	60,700 76,000 33,000 177,000 88,000 366,000 2,500 272,300 50,000
	地方道路交付金(区画整理)整備費 地方道路交付金(区画整理)整備事業費 地方特定道路土地区画整理組合等補助 土地区画整理組合等補助 公共団体区画整理事業県道整備費 伊奈特定土地区画整理事業費 つくばエクスプレス沿線地域整備推進費 本庄新都心土地区画整理事業推進費 市街地再開発事業等公共施設整備費補助	73,073 85,016 397,958 68,150 29,951 301,252 1,016,820 280,240 361,000

款	項	事業名	金額
10 教 育 費	4 都 市 計 画 費	市街地再開発促進費補助	518,320
		街路整備費	588,000
		地方道路交付金(街路)整備費	618,350
		地方道路交付金(街路)整備事業費	804,650
		地方特定道路街路整備費	1,879,000
		街路改良事業費	459,000
		公園等施設管理費	13,500
		競技施設等整備費	40,110
		公園等建設費	277,000
		公園施設整備事業費	79,600
11 災 害 復 旧 費	5 住 宅 費	借上型県営住宅整備事業費	24,322
		教職員給与等管理事務費	63,026
		平成19年発生森林管理道施設災害復旧費	252,500
1 農林水産施設災害復旧費	1 教 育 総 務 費	平成19年発生治山施設災害復旧費	40,654
		平成19年発生土木施設災害復旧費	365,276
2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費		

第4表 債務負担行為補正
追加

(単位 千円)

事項	項目	期間	限度額
山間山添い地域水道水源開発施設整備費償還金補助 (平成19年度借換分)		平成20年度から 平成26年度まで	156,274

第5表 地方債補正
追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
児童福祉施設整備事業	20,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む)。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
平成19年度減収補てん債	20,000,000	同上	同上	同上

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県有施設整備事業	429,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	412,000	(補正前に同じ。)	(補正前に同じ。)	(補正前に同じ。)
ふるさと自然再生事業	100,000	同上	同上	同上	0			
身近な緑公有地化事業	100,000	同上	同上	同上	34,000	(補正前に同じ。)	(補正前に同じ。)	(補正前に同じ。)
広域廃棄物処理処分場整備事業	367,000	同上	同上	同上	40,000	(同上)	(同上)	(同上)

防災行政無線高度化 推進事業	752,000	同	上	同	上	同	上	同	上	524,000	(同)	上)
消防学校施設整備事業	188,000	同	上	同	上	同	上	同	上	131,000	(同)	上)
心身障害児(者)援護 施設等整備事業	36,000	同	上	同	上	同	上	同	上	35,000	(同)	上)
総合リハビリテーション センター設備整備事業	118,000	同	上	同	上	同	上	同	上	105,000	(同)	上)
地すべり防止事業	144,000	同	上	同	上	同	上	同	上	143,000	(同)	上)
農業基盤整備事業	1,226,000	同	上	同	上	同	上	同	上	1,132,000	(同)	上)
直轄事業(土地改良) 負担金	523,000	同	上	同	上	同	上	同	上	516,000	(同)	上)
産業文化センター 施設整備事業	441,000	同	上	同	上	同	上	同	上	417,000	(同)	上)
県単独道路建設事業	23,600,000	同	上	同	上	同	上	同	上	23,576,000	(同)	上)

起債の目的	補		正		前		限度額	補		正		償還の方法
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法		利率	償還の方法			
電線地中化(道路)整備事業業	352,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	350,000	(補正前に同じ。)	(同)	上)				
道路事業業	5,864,000	同	同	同	5,530,000	(同)	上)					
河川事業業	8,549,000	同	同	同	8,516,000	(同)	上)					
砂防事業業	429,000	同	同	同	424,000	(同)	上)					

直轄事業負担金	27,139,000	同	上	同	上	同	上	27,295,000	(同)	上)
県単独街路事業	7,447,000	同	上	同	上	同	上	7,111,000	(同)	上)
街路事業	922,000	同	上	同	上	同	上	1,087,000	(同)	上)
県単独公園事業	2,320,000	同	上	同	上	同	上	2,312,000	(同)	上)
警察署庁舎建設事業	2,163,000	同	上	同	上	同	上	2,083,000	(同)	上)
県立高等学校建設事業	6,403,000	同	上	同	上	同	上	5,282,000	(同)	上)
県立特別支援学校建設事業	959,000	同	上	同	上	同	上	952,000	(同)	上)
社会教育施設整備事業	418,000	同	上	同	上	同	上	414,000	(同)	上)
農林施設災害復旧事業	117,000	同	上	同	上	同	上	100,000	(同)	上)

起債の目的	補		正		前		補		正		後
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			
土木施設災害復旧事業	377,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	195,000	(補正前に同じ。)	(補正前に同じ。)	(補正前に同じ。)	(同)	(同上)	(同上)
水道用水供給事業出資金	4,304,000	同上	同上	同上	3,856,000	(同)	(同)	(同)	(同)	(同上)	(同上)
臨時財政対策債	54,800,000	同上	同上	同上	54,778,000	(同)	(同)	(同)	(同)	(同上)	(同上)

平成19年度埼玉県公債費特別会計補正予算（第1号）

平成19年度埼玉県公債費特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,827,959千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146,661,263千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰 入 金	1 一般会計繰入金	97,128,222	△3,827,959	93,300,263
		77,617,802	△3,805,413	73,812,389
	2 特別会計繰入金	2,871,420	△22,546	2,848,874
歳 入	合 計	150,489,222	△3,827,959	146,661,263

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		150,489,222	△3,827,959	146,661,263
	1 公債費	150,489,222	△3,827,959	146,661,263
歳出合計		150,489,222	△3,827,959	146,661,263

平成19年度埼玉県証紙特別会計補正予算（第1号）

平成19年度埼玉県証紙特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,929,810千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,040,189千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入	1 証紙収入	40,869,999	△1,929,810	38,940,189
	合 計	40,969,999	△1,929,810	39,040,189

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰出金		40,963,999	△1,929,810	39,034,189
	1 一般会計繰出金	40,963,999	△1,929,810	39,034,189
歳出	合計	40,969,999	△1,929,810	39,040,189

平成19年度埼玉県市町村振興事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度埼玉県市町村振興事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ770,212千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,940,955千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財 産 収 入		61,219	△2,651	58,568
	1 財 産 運 用 収 入	61,219	△2,651	58,568
2 繰 入 金		8,986,435	△802,707	8,183,728
	1 基 金 繰 入 金	8,986,435	△802,707	8,183,728
4 諸 収 入		4,663,512	35,146	4,698,658
	1 貸 付 金 元 利 収 入	4,663,512	35,146	4,698,658
歳 入	合 計	13,711,167	△770,212	12,940,955

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村振興事業費		13,711,167	△770,212	12,940,955
	1 市町村振興事業費	13,711,167	△770,212	12,940,955
歳出	合計	13,711,167	△770,212	12,940,955

平成19年度埼玉県災害救助事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度埼玉県災害救助事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,193千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ336,317千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入	1 財産運用収入	18,966	3,193	22,159
	合 計	333,124	3,193	336,317

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 災害救助事業費		333,124	3,193	336,317
	2 基金積立金	18,967	3,193	22,160
歳出	合計	333,124	3,193	336,317

平成19年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）

平成19年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ506,853千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,549,540千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計					
2	繰越金	391,228	3,709	394,937					
					1	繰越金	391,228	3,709	394,937
3	諸収入	2,617,730	△510,562	2,107,168					
					2	貸付金元利収入	2,615,930	△512,307	2,103,623
					3	雑収入	1,000	1,745	2,745
歳入合計		3,056,393	△506,853	2,549,540					

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 小規模企業者等奨励融資		3,054,393	△506,853	2,547,540
	1 資金貸付費	3,054,393	△506,853	2,547,540
歳出	合計	3,056,393	△506,853	2,549,540

平成19年度埼玉県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）

平成19年度埼玉県農業改良資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,717千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ229,560千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 貸付勘定収入	1 繰入金	150,000	4,687	154,687
	2 繰越金	400	△247	153
	3 繰越収入	30,000	8,577	38,577
	4 諸収入	118,900	△2,943	115,957
2 業務勘定収入	1 県債	700	△700	0
	2 繰入金	6,035	△997	5,038
	3 繰越金	5,785	△2,871	2,914
	4 繰越収入	248	1,500	1,748
3 就農支援資金貸付勘定収入	1 諸収入	2	374	376
	2 繰入金	69,003	0	69,003
	3 繰越金	18,536	52	18,588
	繰越金		1,133	1,133

	3 諸 収 入	13,456	△1,185	12,271
4 就農支援資金業務勘定収入		805	27	832
	1 繰 入 金	765	△126	639
	2 繰 越 金	38	127	165
	3 諸 収 入	2	26	28
歳 入	合 計	225,843	3,717	229,560

第3款就農支援資金貸付勘定収入中、第3項県債を第4項県債、第2項諸収入を第3項諸収入とし、第2項として繰越金を加える。

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 貸付勘定		150,000	4,687	154,687
	1 農業改良資金貸付費	150,000	4,687	154,687
2 業務勘定		6,035	△997	5,038
	1 管理指導事務費	5,835	△997	4,838
4 就農支援資金業務勘定		805	27	832
	1 管理指導事務費	795	27	822
歳出	合計	225,843	3,717	229,560

第2表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前		補正後					
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業改良資金貸付金	700	「農業改良資金助成法」の定めるところによる。	無利子	「農業改良資金助成法」の定めるところによる。	0			

平成19年度本多静六博士育英事業特別会計補正予算(第1号)

平成19年度本多静六博士育英事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「別表歳入予算補正」による。

別表 歳入予算補正

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金	1 繰入金	14,700	△14,700	0
	合計	14,700	△14,700	0
3 繰越金	1 繰越金	1,436	14,700	16,136
	合計	1,436	14,700	16,136
歳入	合計	41,463	0	41,463

平成19年度埼玉県用地事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度埼玉県用地事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ966,072千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,267,892千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財 産 収 入	1 財 産 運 用 収 入	4,462,945	65,716	4,528,661
		132,226	40,302	172,528
	2 財 産 売 払 収 入	4,330,719	25,414	4,356,133
2 繰 入 金	繰 入 金	2,071,017	△333,033	1,737,984
		2,071,017	△333,033	1,737,984
1 繰 入 金		2,071,017	△333,033	1,737,984

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県債	1 県債	700,000	△700,000	0
		700,000	△700,000	0
4 繰越金	1 繰越金	1	1,245	1,246
		1	1,245	1,246
歳入 合計		7,233,964	△966,072	6,267,892

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用地事業費	1 用地事業費	4,186,954	△966,072	3,220,882
		4,186,954	△966,072	3,220,882
歳出 合計		7,233,964	△966,072	6,267,892

第2表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前		補正後					
	限度額	起債の方法	償還の方法	償還の方法				
用地取得事業	700,000	借入は普通貸券又は証券	10%以内。ただし、利率見直し、利率見直し方式で借入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利率に借り換えることができる。	0			

平成19年度埼玉県流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成19年度埼玉県流域下水道事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,298,356千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,059,368千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。
(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1	分担金及び負担金	26,283,887	△933,549	25,350,338
	1 負担金	26,283,887	△933,549	25,350,338

2	使用料及び手数料								
		1	使用料		9,993	13		10,006	
3	国庫支出金								
		1	国庫補助金	12,206,100		8,793		12,214,893	
4	財産収入								
		1	財産売却収入	81,619		△593		81,026	
5	繰入金								
		1	繰入金	7,603,740		△205,358		7,398,382	
6	繰越金								
		1	繰越金	1,189,383		△1,143,766		45,617	
7	諸収入								
		1	雑収入	2		104		106	
8	県債								
		1	県債	7,983,000		△24,000		7,959,000	
	歳入	合計		55,357,724		△2,298,356		53,059,368	

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道事業費	1 流域下水道管理費	43,995,011	△2,150,700	41,844,311
		23,760,411	△2,096,043	21,664,368
	2 流域下水道建設費	20,234,600	△54,657	20,179,943
		11,311,713	△147,656	11,164,057
2 公債費	1 公債費	11,311,713	△147,656	11,164,057
		55,357,724	△2,298,356	53,059,368
歳出合計		55,357,724	△2,298,356	53,059,368

第2表 繰越明許費補正
追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 流域下水道事業費	1 流域下水道管理費	流域下水道管理費	608,100
		県単独流域下水道費	84,200
		荒川左岸南部流域下水道事業費	2,245,800
		荒川左岸北部流域下水道事業費	1,950,400
		荒川右岸流域下水道事業費	2,259,700
		中川流域下水道事業費	3,082,600
		古利根川流域下水道事業費	391,700
		荒川上流流域下水道事業費	229,100
		市野川流域下水道事業費	156,000
		利根川右岸流域下水道事業費	1,584,800
		2 流域下水道建設費	

第3表 地方債補正
変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県単独流域下水道建設事業	171,000	普通貸借は発行 又証券	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	156,000	(補正前に同じ。)	(補正前に同じ。)	(補正前に同じ。)
流域下水道建設事業	3,811,000	同上	同上	同上	3,802,000	(同)	(同)	(同)

平成19年度埼玉県営住宅事業特別会計補正予算(第1号)

平成19年度埼玉県営住宅事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ521,097千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,429,823千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

(繰越明許費の補正)

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料		7,445,993	23,584	7,469,577
	1 住宅使用料	7,445,993	23,584	7,469,577

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	1 国庫補助金	832,197	584,590	1,416,787
		832,197	584,590	1,416,787
3 財産収入	1 財産運用収入	58,546	6,245	64,791
		58,546	6,245	64,791
4 繰入金	1 繰入金	7,549,289	△352,417	7,196,872
		7,549,289	△352,417	7,196,872
5 繰越金	1 繰越金	1	244,937	244,938
		1	244,937	244,938
6 諸収入	1 敷金運用収入	25,894	10,964	36,858
		11,818	△612	11,206
		14,076	11,576	25,652
7 県債	1 県債	1,039,000	△1,039,000	0
		1,039,000	△1,039,000	0
歳入	合計	16,950,920	△521,097	16,429,823

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 住宅事業費	1 住宅管理費	8,407,580	△504,931	7,902,649
	2 住宅建設費	6,474,263	△139,394	6,334,869
2 繰出金	1 繰出金	1,933,317	△365,537	1,567,780
	2 繰出金	8,463,630	△5,382	8,458,248
3 公債費	1 公債費	8,463,630	△5,382	8,458,248
	1 公債費	69,710	△10,784	58,926
歳出	合計	16,950,920	△521,097	16,429,823

第2表 継続費補正
変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後			
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額	
1 住宅事業費	2 住宅建設費	平成17年度 公営住宅建設費	3,800,262	平成17年度	1,581,071	3,697,375	平成17年度	1,581,071	
				平成18年度	1,981,899		平成18年度	1,981,899	
				平成19年度	237,292		平成19年度	134,405	
	1 住宅事業費	2 住宅建設費	平成18年度 公営住宅建設費	2,719,971	平成18年度	134,824	2,571,161	平成18年度	134,824
					平成19年度	1,207,259		平成19年度	1,058,449
					平成20年度	1,377,888		平成20年度	1,377,888
1 住宅事業費	2 住宅建設費	平成19年度 公営住宅建設費	5,201,182	平成19年度	435,702	5,109,537	平成19年度	344,057	
				平成20年度	2,874,864		平成20年度	2,874,864	
				平成21年度	1,890,616		平成21年度	1,890,616	

第3表 繰越明許費補正

追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 住宅事業費	2 住宅建設費	公営住宅耐震改修事業費	6,521

第4表 地方債補正
変更

(単位 千円)

起債の目的	補		正		補		正		後
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
公営住宅建設事業	1,039,000	普通貸借は 又証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	0				

平成19年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度埼玉県公営競技事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,292,136千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,981,172千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 入 場 料 収 入		268,928	△26,454	242,474
	1 入 場 料 収 入	268,926	△26,454	242,472
2 投 票 券 発 売 収 入		57,286,579	△6,487,869	50,798,710
	1 投 票 券 発 売 収 入	57,200,077	△6,487,869	50,712,208
3 財 産 収 入		215,270	△5,936	209,334
	1 財 産 運 用 収 入	215,268	△5,936	209,332
4 繰 越 金		3	4,864,051	4,864,054

款	項	補正前の額	補正額	計
5 諸収入	1 繰越金	3	4,864,051	4,864,054
	3 雑収入	502,528	364,072	866,600
		502,525	364,072	866,597
歳入	合計	58,273,308	△1,292,136	56,981,172

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公営競技総務費	1 公営競技総務費	472,043	△15,125	456,918
		472,043	△15,125	456,918
2 公営競技事業費	1 公営競技事業費	57,336,212	△6,404,565	50,931,647
		57,336,212	△6,404,565	50,931,647
3 繰出金		454,053	5,127,554	5,581,607

歳出	合計	
	繰出金	繰上金
	454,053	5,127,554
	58,273,308	△1,292,136
		56,981,172

平成19年度埼玉県病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成19年度埼玉県病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（業務の予定量）

第2条 平成19年度埼玉県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区分	既決予定量	補正予定量	計
3 主なる建設改良事業	2,081,197 千円	△2,125 千円	2,079,072 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「4,396,778千円」を「4,334,647千円」に、「4,149,400千円」を「4,087,269千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

（単位 千円）

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	953,508	60,006	1,013,514
第3項 国庫補助金		60,006	60,006

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	5,350,286	△2,125	5,348,161
第1項 建設改良費	2,081,197	△2,125	2,079,072

(債務負担行為)

第4条 債務負担行為をすることができる期間及び限度額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
循環器・呼吸器病センター省エネルギー対策事業委託	平成20年度から 平成32年度まで	54,600	平成20年度から 平成23年度まで	15,540

平成19年度埼玉県電気事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成19年度埼玉県電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（収益的収入及び支出）

第2条 平成19年度埼玉県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業収益	991,739	202,911	1,194,650
第1項 営業収益	989,144	23,573	1,012,717
第2項 営業外収益	2,594	30,254	32,848
第3項 特別利益	1	149,084	149,085

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	5,782,681	△1,961,524	3,821,157
第1項 営業費用	1,010,073	△49,839	960,234
第2項 営業外費用	223,330	△47,878	175,452
第3項 特別損失	4,541,278	△1,863,807	2,677,471

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「370,216千円」を「856,621千円」に、「建設改良積立金5,331千円、中小水力発電開発改良積立金60,595千円、減債積立金261,907千円」を「減債積立金271,907千円」に、「42,383千円」を「584,714千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

(単位 千円)

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	2,333,104	△854,599	1,478,505
第2項 固定資産売却代金	2,300,000	△822,035	1,477,965
第3項 雑収入	32,565	△32,564	1

支出

(単位 千円)

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	2,703,320	△368,194	2,335,126
第3項 過年度国庫補助金返還金	368,194	△368,194	0

平成19年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成19年度埼玉県工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（収益的収入及び支出）

第2条 平成19年度埼玉県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入
(単位 千円)

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業収益	2,256,969	△157,374	2,099,595
第1項 営業収益	2,219,064	△157,374	2,061,690

支出

(単位 千円)

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業費用	1,935,032	△177,467	1,757,565
第1項 営業費用	1,749,266	△177,467	1,571,799

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「3,978,576千円」を「3,941,491千円」に、「4,673千円」を「3,668千円」に、「110,000千円」を「80,000千円」に、「371,895千円」を「365,815千円」に改め、資本的収入及び支出のうち資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	4,278,578	△37,085	4,241,493
第1項 建設改良費	122,663	△37,085	85,578

平成19年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成19年度埼玉県水道用水供給事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（業務の予定量）

第2条 平成19年度埼玉県水道用水供給事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区分	既決予定量	補正予定量	計
(4) 主なる建設工事	16,424,997 千円	△2,159,564 千円	14,265,433 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

（単位 千円）

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業収益	44,659,661	△6,255	44,653,406
第2項 営業外収益	1,130,875	△6,255	1,124,620

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	42,250,526	△ 630,689	41,619,837
第1項 営業費用	31,551,779	△ 666,315	30,885,464
第2項 営業外費用	10,658,746	35,626	10,694,372

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「18,996,911千円」を「20,302,738千円」に、「1,079,993千円」を「1,058,470千円」に、「過年度分損益勘定留保資金8,864,530千円」を「減債積立金1,600,000千円、過年度分損益勘定留保資金8,864,530千円」に、「9,052,388千円」を「8,779,738千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	57,900,069	△ 3,980,336	53,919,733
第1項 建設補助金	5,128,550	△ 228,786	4,899,764
第2項 企業債	42,261,400	△ 3,300,400	38,961,000

第3項 他会計出資金	6,622,832	△ 448,062	6,174,770
第4項 他会計補助金	184,818	△ 3,088	181,730

支 出
(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	76,896,980	△ 2,674,509	74,222,471
第1項 建設改良費	26,032,845	△ 2,663,931	23,368,914
第4項 機構負担年賦金	5,151,262	△ 10,578	5,140,684

1 資本的支出	1 建設改良費	大久保浄水場沈砂池関連整備事業	3,020,900	平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度	11,290 507,136 1,869,503 632,971	3,020,900	平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度	11,290 259,714 1,268,477 1,481,419
		吉見浄水場危機管理施設整備事業	3,138,906	平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度	160,549 757,089 921,700 1,299,568	3,138,906	平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度	160,549 682,029 703,095 1,593,233
		吉見浄水場環境整備事業	1,660,287	平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度	198,449 233,726 482,938 745,174	1,660,287	平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度	198,449 193,152 294,850 973,836
		高倉中継ポンプ所 拡張整備事業	456,084	平成18年度 平成19年度 平成20年度	45,839 112,048 298,197	454,741	平成18年度 平成19年度 平成20年度	45,839 111,916 296,986

款	項	事業名	補正前		補正後	
			総額	年割額	総額	年割額
		新三郷浄水場高度 浄水施設整備事業	16,283,549	平成18年度 143,656 平成19年度 2,261,895 平成20年度 6,412,058 平成21年度 7,465,940	9,943,160	平成18年度 143,656 平成19年度 1,603,425 平成20年度 2,947,233 平成21年度 5,248,846

(企業債)

第6条 予算第6条に定めた起債の限度額中「42,261,400千円」を「38,961,000千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第7条 予算第9条中「1,295,799千円」を「1,286,456千円」に改める。

平成19年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成19年度埼玉県地域整備事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（業務の予定量）

第2条 平成19年度埼玉県地域整備事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区分	既決予定量	補正予定量	計
(1) 主なる建設工事	7,746,940 千円	△206,070 千円	7,540,870 千円
(2) 宅地売却面積		133,765 m ²	133,765 m ²

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

（単位 千円）

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業収益	958,064	3,938,103	4,896,167
第1項 営業収益	934,198	3,925,486	4,859,684
第2項 営業外収益	23,865	12,617	36,482

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	587,435	4,297,660	4,885,095
第1項 営業費用	559,311	4,297,415	4,856,726
第2項 営業外費用	8,123	245	8,368

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「6,987,939千円」を「6,781,869千円」に改め、資本的収入及び支出のうち資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	7,987,940	△206,070	7,781,870
第1項 建設改良費	7,746,940	△206,070	7,540,870

（継続費）

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	菅蒲南部産業団地整備事業	6,690,041	平成19年度	3,568,372	6,627,562	平成19年度	3,568,372
				平成20年度	2,656,030		平成20年度	2,593,551
		川越第二産業団地整備事業	7,346,218	平成19年度	4,178,568	7,057,333	平成19年度	3,972,498
				平成20年度	2,689,203		平成20年度	2,630,888
			平成21年度	478,447	平成21年度	453,947		

発行日	毎週 火曜日・金曜日	購読料金	一年四万三千四百円 （郵便料金を含む。）	発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 〇四八―八二四―二二―一（代表）	印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇―一（代表）
					埼玉県報ホームページアドレス http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm		